## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会 (第31回)

- 1 日時 令和3年9月29日(水)10時10分~11時48分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
- (1) 電気通信番号政策委員会構成員(敬称略)

相田 仁(主査)、一井 信吾、河村 真紀子、猿渡 俊介、柴田 潤子、藤井 威生、山下 東子(以上7名)

(2) 総務省

北林 大昌 (電気通信事業部長)、木村 公彦 (事業政策課長)、古賀 康之 (電気通信技術システム課長)

(3) 事務局

鈴木 厚志 (番号企画室長)、藤原 史隆 (番号企画室課長補佐)

## 4 議題

- (1)報告書案について
- (2) その他

【相田主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第31回会合を開催いたします。

本日、御都合により、三友委員と森委員は御欠席と伺っております。また、藤井委員は途中で退席される御予定と伺っております。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日の資料については、あらかじめ メールでお送りしておりますが、議事次第に記載してありますとおり、資料31-1、報告 書(案)と参考資料の2点となっております。

以上です。

【相田主査】 それでは、早速議事に入りたいと思いますが、本日の議題は報告書案についてでございます。第29回、第30回、前々回、前回の委員会では、事業者及び利用者の視点から検討を行ってきた内容の論点整理を行い、報告書案に盛り込むべき考え方や方向性について整理いたしました。

本日は、これまでの委員会における検討、整理を踏まえて、事務局において報告書案を作成していただきましたので、これに基づき議論させていただき、報告書案の取りまとめを行いたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【鈴木番号企画室長】 番号企画室の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料31-1に従いまして御説明申し上げます。

おめくりいただきまして、目次がございますので、御覧いただければと思います。第1章 「はじめに」、第2章が「音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等について」、第3章が「固 定電話番号を使用した電話転送役務の在り方について」、この3章立てとしております。

なお、第4章に「おわりに」というのを、パブコメが終わった最後に設けたいと思っておりますので、この点、御了承いただければと思います。

では、1ページお開きいただければと思います。第1章「はじめに」ということでございます。5月に諮問した際の諮問書をベースに記述しております。端的には一番下の3行に凝縮されますので、こちらを読み上げたいと思っております。

電気通信番号制度に関連する現状や今後の動向を踏まえ、デジタル社会における多様なサービスの創出を促進する観点から、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方及び固定電話

番号を使用した電話転送役務の在り方について検討を行うものである、ということで、検討 をお願いしているところでございます。

おめくりいただきまして2ページ、第2章「音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等について」ということで、1ポツ、基本的な考え方、1の1、携帯電話の音声サービスを巡る現状と今後の動向、(1) 背景ということでございます。

資料全体としてアンダーライン引いておりますので、そちらをざっと読み上げる形で御 説明申し上げたいと思います。

まず、携帯電話は社会・経済活動の基盤であり、日常生活に欠かせない通信手段となっております。現在、携帯電話サービスはMNOとMVNOにより提供されており、その事業者数は、MMOが4社、MVNOが約1,500社という状況にございます。

総務省においては、モバイル市場における公正な競争環境を整備するための取組を進めてきており、さらなる競争の活性化等に向けた政策的検討も行っております。

そうした中、電気通信番号制度においては、MNOは総務大臣から音声伝送携帯電話番号の指定を自ら受けることによって携帯電話の音声サービスを提供している一方、MVNOはMNOから同番号の卸提供を受ける形でサービスを提供している状況にございます。

現状、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるためには、一定の条件ございまして、MVN Oが自ら同番号の指定を受けることが事実上できない制度になっております。

モバイル通信市場において、MNOとMVNO間の競争が進む中、一部のMVNOから音 声伝送携帯電話番号の指定を自ら受けたいとの要望が寄せられております。

また、BWAの音声利用について、総務省が開催した「デジタル変革時代の電波政策懇談会」におきまして、――3ページ参ります――音声利用も認める方向で検討することを促しており、こうした電波政策の動向を受けて、地域BWAを提供するCATV事業者から、音声伝送携帯電話番号の指定を自ら受けて音声サービスを提供したいとの要望も寄せられております。

このようなモバイル市場における環境の変化、MVNO等からの要望も踏まえながら、制度の在り方について検討することが必要ということで背景をまとめております。

(2)番、音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件ということで、図表1のとおりでございます。

もう何度も繰り返しになりますけれども、上2つが番号の使用の条件、下3つが番号の指 定の条件ということになります。 その下、1 ポツの 2、音声伝送携帯電話番号の指定に関する検討事項ということで、4 ページをお開きいただければと思います。論点整理の際の項目に倣いまして、5 点掲げてございます。

まずは、①音声伝送携帯電話番号の指定の可否、②番が同番号の指定の条件、③番が同番号の指定単位、④番が060番号の音声伝送携帯電話番号への開放時期、⑤番がその他という形で全体を整理しているということでございます。

では、その下、2ポツ目でございますが、MVNO等への音声伝送携帯電話番号の指定の 可否でございます。

2の1、現状・課題。現行の電気通信番号制度は、電気通信番号計画において定める「電気通信番号の使用の条件」に従って電気通信番号を使用することが求められ、自ら指定を受けて電気通信番号を使用する場合の条件についても規定しております。

音声伝送携帯電話番号につきましても、自ら指定を受けて電気通信番号を使用する場合の要件を定めておりますが、携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることが条件の一つとなっているため、現状ではMNO以外の電気通信事業者は、自ら音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができない制度になっております。

こうした制度の現状に対しまして、MVNOから、自ら番号の指定を受けることについて 要望がございます。

また、BWAの音声利用に関する検討が行われ、音声利用も認める方向で検討を進めていくことが整理され、地域BWAを提供するCATV事業者からも、自ら番号の指定を受けることについて要望がございます。

5ページ目。他方、諸外国の状況を見ますと、制度的にこれが可能となっている国も見られております。

携帯電話市場における競争の促進、利用者利便の一層の向上等を図る観点から、今後もその指定の対象をMVNOに限定し続けることの合理性について検討する必要があるということで課題を整理しております。

主な意見は説明を省略させていただきたいと思います。

その下、2ポツの3、方向性(考え方)とあります。

1パラ目は制度の繰り返しでございますので、省略をします。

2パラ目から。諸外国においては、イギリス、フランス、ドイツ、そして韓国において番 号の指定を受けることが制度的に可能となってございます。 6ページをお開きいただければと思います。

このように、諸外国において、MVNOも番号指定を受けることが可能な国も一定程度存在し、我が国においてもMVNO等から要望があり、MNOと同等のサービスを提供できることが見込まれる場合、携帯電話に係る基地局の免許等の要件を今後も維持し続ける積極的理由に乏しいと考えられます。

また、ヒアリングにおきまして、MVNOからは、基本的な音声伝送役務に加えて、MNOが行っていない新たなサービスを提供することにより利用者ニーズに応えつつ、市場の活性化、国際競争力の強化等に寄与していく考えが示されており、これを促進していくことが電気通信の健全な発達に資すると考えられます。

加えて、今般の検討におきましては、MNO等からは反対する意見は見られなかったという状況でございます。

以上を踏まえますと、MVNO等に対しても、一定の要件の下、音声伝送携帯電話番号の 指定を行うことに支障はないと考えられ、これを基本として電気通信番号制度その他の関 連制度の見直しを行うことが適当であると整理をさせていただきました。

その下、3ポツ、MVNO等への音声伝送携帯電話番号の指定の条件でございます。

3の1、現状・課題。現行制度(電気通信番号計画)では、自ら指定を受けて音声伝送携帯電話番号を使用する者は、以下の(1)から(3)までありますが、この条件を満たすことが求められます。

また、音声伝送携帯電話番号の指定の有無にかかわらず、音声伝送携帯電話番号を使用する電気通信事業者は、以下の条件、次のページに(4)と(5)がありますが、これが適用され、必要な対応が求められるということでございます。

7ページです。MVNO等が番号の指定を受ける場合、上記の(1)から(3)までの条件について、どのような対応が求められ、また新たにどのような対応が必要となるか、検討する必要がある。

また、(4) 及び(5) の条件につきまして、MVNO等においてどのような対応が求められるか、とりわけ緊急通報の確保についてMNOと同等の対応が求められるか、さらに、これらの条件の見直しが必要かどうか検討する必要があるということで課題整理をしております。

おめくりをいただきまして、少し飛びますが、9ページをお開きいただければと思います。 3の4、方向性(考え方)です。 1パラ目は事業者の基本的なスタンスを記載しておりますけれども、関係者ヒアリングにおいて、MNOからは、携帯電話の基地局に係る免許等の条件を除き、MNOと同等であるべきとの意見が示されており、MVNO等からは、携帯電話に係る基地局の免許等の条件を除き、現行の条件を満たすよう関連設備を構築していくことが示されております。

以上を踏まえまして、以下、条件ごとにMVNO等に対して適用の可否、あるいはその求められる対応等を整理してございます。

まず、(1)携帯電話に係る基地局の免許等に関する条件です。

1パラ目は、繰り返しになりますけれども、携帯電話の基地局に係る免許等の条件をMV NO等に適用することはできません。

他方で、MVNOにおいても、利用者に浸透している携帯電話の音声伝送役務の特性・機能を確保し、適切に当該役務を提供することを担保する必要がございます。

この点、ヒアリングにおきまして、MNOからは、基地局の免許等に代わる音声伝送役務 に係る設備の設置の条件を新たに設けることが必要といった指摘がございました。これに 対して、MVNOからは、MNOと同等性を確保することを前提として関連設備の構築を行っていくことが示されております。

以上を踏まえますと、MVNOに対して、携帯電話に係る基地局の免許等に代わる条件と して、少なくとも以下の条件を新たに設け、これらを適用することが適当である。

イ、音声呼の制御に必要な設備を設置すること、ロ、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置するとともに、IMSIの指定を受けること。

10ページをお開きください。上からハです。MNOが提供エリアとする全国での発着信が可能となるようホストMNOとの連携を行うこと。

なお、BWA事業者が自網を利用して音声伝送役務を提供する場合につきましては、上記 イ及び口の設備設置の条件は何らかの形で確保される蓋然性が高いことから、単にBWA に係る基地局の免許等を受けていることを条件とすることも考えられるところでございま すが、今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切な条件を定めることが適当であると 整理をさせていただきました。

その下、(2)番、技術基準への適合に関する条件です。

MNOは、携帯電話の音声伝送役務を提供する電気通信設備につきまして、電気通信事業 法において定められた技術基準に適合するように維持しなければならないとされておりま す。 MVNO等がMNOと同等の携帯電話の音声伝送役務を提供するためには、MVNO等の音声伝送役務を提供するための電気通信設備についても、MNOと同等の技術基準に適合することが求められ、現行の技術基準と同等の条件を適用することが適当であると整理いたしました。

なお、MVNO等に対してどのように制度的にこれを担保していくべきか、今後検討していく必要があると整理をしております。

(3) 番、他事業者との接続に関する条件でございます。

携帯電話サービスは、一定の地域での利用に限定されることなく、携帯電話相互間、携帯 電話と固定電話の相互間での通信が可能となっており、これを確保することが求められる。

このため、固定電話番号または音声伝送携帯電話番号のいずれかの指定を受けた電気通信事業者との間で通話を可能とすること等を求める現行の基準を適用することが適当であると整理しております。

(4)番、緊急通報の確保に関する条件でございます。

緊急通報の確保に関する条件(利用者が緊急通報を行うことが可能であること)につきましては、これは番号の「指定」の条件ではなくて、番号の「使用」の条件でありますことから、引き続き、番号を使用する全ての電気通信事業者に現行の条件を適用することが基本と考えられます。

他方で、緊急通報の確保の方法につきまして、MNOからは、MVNOも音声伝送携帯電話番号の指定を受ける以上、MNOとイコールフッティング確保の観点から、自ら緊急通報受理機関と接続を行うことによって――11ページ参ります――緊急通報を提供すべきとの意見がございました。このため、こうした意見に対する考え方を整理する必要があると整理をしております。

MVNO等からは、提供エリア内の全部または一部の緊急通報受理機関との接続を行うとする意見がある一方、実施困難性が高いとの意見もございました。このため、全国の緊急通報受理機関に接続を行うことを求める場合、番号の指定を受けることができるMVNO等が極めて限定的なるおそれがあると考えられます。

加えて、IP網への移行に向けまして、緊急通報受理機関からのコールバックにおいて通報者との通話がつながりやすくなる5つの機能に対応していくことの検討が必要とされているところ、同様の取組がMVNO等においても必要となると想定されます。

MVNO等による緊急通報の確保に関しましては、MNOと同様に自ら全国の緊急通報

受理機関に接続を行うことが本来は望ましいと考えられるものの、これを義務的な条件と することが参入障壁となるおそれがあると委員等から指摘をいただいております。

また、緊急通報の提供に関しまして、MNOによるものとの間で差が生じる場合に利用者に影響が及ぶことも危惧され、このような点も踏まえながら制度設計を行う必要があることも併せて御指摘をいただいております。

加えて、諸外国の状況を見ますと、必ずしもMNOと同様の条件を課している状況にはないという状況でございます。

これらの状況を勘案しますと、緊急通報の提供に関し、MNO等からの卸提供を許容する こととしても、特段の支障はないと考えられ、画一的にMNOと同様の対応を求めなくても よいと考えられます。

以上を踏まえますと、MVNO等による緊急通報の提供につきましては、自ら「全国の緊急通報受理機関に接続する」ことも排除されませんが、提供エリアの全部または一部のエリアにおいて、ホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現も認めることが適当であると整理をしております。

この場合におきまして、ホストMNO/MVNO等間の協議を通じまして、卸電気通信役務の提供の有無やその範囲など、緊急通報の実現の在り方について合意していくことが適当である。その際、個々の形態や方法のほか、3点掲げてございます。12ページの上からです。

利用者への確実な緊急通報の提供を必ず達成すべき事項として、両者が適切に協力すること、2点目、MVNO等による緊急通報受理機関への接続に関する意向ですとか対応可能性のほか、つながりやすくなる5つの機能などに関する実現性を十分考慮すること、そして、MNO設備に必要となる改修等を踏まえた対応可能性も考慮すること、という点を踏まえて、協議が行われることが適当であると整理をしております。

なお、MVNO等が自ら緊急通報を提供する場合におきましては、既に接続している電気 通信事業者は、協力的に対応することが適当であるとしております。

また、緊急通報の確保に関する条件につきまして、番号を使用する全ての電気通信事業者に現行の基準を引き続き適用することが適当であるところ、MVNO等による緊急通報の提供に関連する制度に関しまして、総務省において検討していくことが適当であると整理をさせていただきました。

(5) 番、番号ポータビリティの確保に関する条件ということでございます。

番号ポータビリティの確保の条件につきましては、これも番号の「指定」の条件ではなくて「使用」の条件でありますことから、引き続き、現行の条件を同様に適用することを基本として検討を行うことが適当としております。

現行の条件は「音声伝送携帯電話番号の指定を受ける事業者の相互間で番号ポータビリティを可能とすること」とされておりますので、番号の指定を受けるMVNO等につきましても、自ら番号ポータビリティに係るデータベースを設置の上、他社へのリダイレクションを担うことが求められますが、MVNO等からは、こうした対応を行うことが示されております。

以上を踏まえまして、MVNO等も 電気通信番号の指定を受ける事業者として一定の 対応が求められますが、引き続き、現行と同様の基準を適用することが適当であると整理を いたしました。

続きまして、4ポツ、音声伝送携帯電話番号の指定の単位でございます。

4の1、現状・課題。現状、音声伝送携帯電話番号の指定につきましては、同番号を10万番号単位で指定をしております。

13ページの冒頭です。MVNO等に音声伝送携帯電話番号を指定する場合、10万番号 単位よりも少ない単位で指定することが考えられるか、検討する必要があると課題を整理 しております。

おめくりいただきまして、14ページの4の3、方向性(考え方)です。

現状、音声伝送携帯電話番号は10万番号単位で指定を行っており、これまで特段の支障は認められておりません。

他方、一般にMVNO等はMNOよりも利用者が少なく、この10万番号単位に満たない番号の使用となる事業者が出てくる可能性がございます。

このため、MVNO等に番号を指定する場合に、有限希少な番号資源の適切な管理の観点からは、1万番号単位での指定が適当であると整理しております。

他方、MVNO等と同様に、MNOに対しても1万番号単位での指定とする場合、登録する番号のレコード数の増加に伴う設備容量の見直しや一部設備の改修等の対応が必要となる可能性があることから、相当の影響が及ぶ可能性がございますが、現行の10万番号単位の指定が維持される場合には、その影響が限定的になる可能性があることが示されております。

以上を踏まえまして、MVNO等に対しては1万番号単位で音声伝送携帯電話番号を指

定する一方で、MNOに対しては、引き続き10万番号単位で指定することが適当であると 整理をさせていただきました。

続きまして、5ポツ、060番号の音声伝送携帯電話番号への開放時期ということでございます。

5の1、現状・課題です。2パラのアンダーラインから参ります。

過去の情報通信審議会の答申等において、将来、060番号を音声伝送携帯電話番号として使用することも見据えて留保していくことが提言されており、今般の検討に際して、060番号を開放する時期等について検討する必要があるとしております。

15ページをお開きいただければと思います。方向性(考え方)。これも2パラのアンダーラインからです。

音声伝送携帯電話番号の指定数は、令和2年度末時点におきまして、2億5,310万という状況にございます。今般の検討におきまして、MNO4社から令和6年度末までの事業 見込みをヒアリングにおいて確認をいたしました。

現状の音声伝送携帯電話番号の指定状況及び使用状況を踏まえつつ、上記の需要見込みを勘案しますと、近々、060番号を音声伝送携帯電話番号として位置づけ、制度を改正しなければならない状況にはないと考えられます。

このため、引き続き、需要の動向は注視していく必要があるが、今後、総務省において、 060番号の開放が適時適切に行えるよう、電気通信市場の環境変化も踏まえながら対応 していくことが適当だと整理をさせていただきました。

最後、6ポツ、その他でございます。MVNO等にその番号の指定をすることになる場合、 これに付随、関連する課題として、以下の事項が挙げられ、検討する必要があるとしており ます。

データ電送携帯電話番号、020番号です。この指定の条件につきまして、これも090 番号と同様に携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることが条件となってございます。 この条件についても見直しが必要かという課題です。

もう一点が、音声伝送携帯電話番号の識別対象です。これにつきましては、この鍵括弧で 記述のとおり、「携帯電話又はPHSに係る役務に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接 続される利用者の端末設備」を識別することとしておりますが、見直しの検討が必要かとい う論点でございます。

おめくりいただきまして、16ページ、6の3、方向性(考え方)です。

まず1点目が、データ伝送携帯電話番号の指定基準ということになります。

データ伝送携帯電話番号――以下このパートで020番号と称させていただきます――の指定を受けるためには、携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることが条件となっておりますけれども、音声伝送携帯電話番号――このパートで090番号と称させていただきます――の指定の条件と異なり、ローカル5Gに係る基地局の免許等を受けている場合も020番号の指定を受けることが可能となっております。

こうしたこともありまして、この020番号の基地局の免許等に関する条件の緩和等につきましては、これまで具体的な意見・要望はございませんが、今般の検討において、090番号の指定を受けることを要望するMVNO等から、090番号の指定を受けたMVNO等が020番号の指定を受けようとする際に、携帯電話に係る基地局の免許等の条件によって、020番号が受けられない状態は回避すべきとの意見がございました。

携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることをその指定の条件とする、090番号と020番号につきまして、いずれかの条件を見直す場合に、他の条件も見直すことが整合的と考えられます。

過去に020番号の指定の条件を検討した際に、090番号の指定条件において携帯電話に係る基地局の免許等を受けていることを条件としていることですとか、あるいは020番号につきましても、同様に基地局を含む携帯電話のネットワークを有することを前提としていることを理由として携帯電話に係る基地局免許等を受けていることを条件とした経緯がございます。

以上を勘案しますと、020番号の指定の条件に関しまして、携帯電話に係る基地局の免許等を受けることにつきましては、少なくとも090番号の指定を受けるMVNO等に対しては適用しないこととする方向で制度の見直しを検討することが適当であると整理をしております。

なお、携帯電話に係る基地局の免許等の条件に代わる条件として、3の4の方向性(考え方)、(1)に掲げた3つの条件――前にイ、ロ、ハとありましたけれども、これに相当する条件を設定することも考えられますが、今後、総務省において、データ伝送携帯電話番号の指定の条件に関する要望等を踏まえつつ、検討していくことが適当であると整理をしております。

②音声伝送携帯電話番号の識別対象です。 2パラからになります。

MVNO等が音声伝送携帯電話番号の指定を受けることにより、端末系伝送路設備を有

しない電気通信事業者が音声伝送役務を提供することとなるため、同番号による識別の対象の考え方を改めて整理する必要がございます。

現状におきましても、MVNO等は、端末系伝送路設備を有することなく音声伝送役務を 提供しておりますが、引き続き無線区間はMNOに依拠する以上、全体としてみれば、「端 末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備」を識別していると整理する ことも可能ではなかろうかと考えられます。

他方で、MNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合と、MVNO等が音声伝送携帯電話番号の指定を受ける場合とで、この識別対象を分離する案ですとか、あるいは全体を見直して、「携帯電話又はPHSに係る役務」のように、役務を識別する案も考えられます。

いずれにしましても、どのように規定することが電気通信番号計画の全体を見て整合的か、こういったことを勘案して、総務省において、見直しの必要性も含めて検討することが 適当であると整理をさせていただいております。

以上が第2章で、18ページから第3章になります。「固定電話番号を使用した電話転送 役務の在り方について」ということになります。

1ポツ、基本的な考え方、1の1、固定電話番号を使用した電話転送役務に関する制度、 (1) 背景。

固定電話番号(OAB~J番号)につきましては、地理的識別性やサービス・通話品質の確保を通じて、社会的信頼性を得ながら、国民生活に広く浸透してまいりました。

このような固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、自宅等でテレワーク を実施する場合など、働き方改革の推進にも寄与するものでございます。

他方で、通話の相手に誤認を与えることもあり得るところ、地理的識別性ですとか、ある いは社会的信頼性の前提に綻びが生じおそれもある状況となってきてございます。

このような中で、平成30年の電気通信事業法の改正も契機としながら、情報通信審議会においては、「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」に関して御審議をいただき、そして答申がまとめられ、そしてフォローアップを行うこととされております。その後、令和元年5月に、新たな電気通信番号制度が開始されております。

現状、新制度開始から約2年半が経過する中で、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止や社会全体のデジタル化の促進などを背景として、テレワークが一層普及し、電話転送役務の重要性も従来にも増して高まってございます。その意味で、電気通信番号制度について改めて検討する必要が生じているということで背景をまとめております。

(2)番、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件でございます。

固定電話番号を使用した電話転送役務の提供の条件につきましては、電気通信番号計画第3において、「電気通信番号の使用に関する条件」として定められております。なお、電気通信番号計画の施行前から電話転送役務を提供する事業者については、施行後3年間の経過措置として―19ページに参ります――最終利用者の本人確認を除き、適用を受けないことができることとされております。

この図表 2 にありますけれども、これがまさに電話転送役務の提供の条件ということになります。

その下、(3) 電話転送役務の主な提供形態ということで、固定電話番号を使用した電話 転送役務を提供する電気通信事業者について、総務大臣が電気通信番号使用計画の認定を 行った者は、令和2年度末現在で83者存在ということでございます。

20ページをお開きいただければと思います。これが論点整理の際も御議論いただきました電話転送役務の4つのパターンということになります。

21ページをお開きいただければと思います。672行目からです。

固定電話番号を使用した電話転送役務は、番号指定事業者と番号非指定事業者によって 様々なサービスが提供されていることが確認できております。

また、近年テレワークが普及してきているところ、電話転送役務は、テレワークの一層の 推進に不可欠なサービスとして、ビジネス利用を中心に重要性が高まっていくものと考え られます。

諸外国におきましても、電話転送役務は、テレワークの推進に不可欠であることが関係者 ヒアリングにおいて示されてございます。

他方で、固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、特殊詐欺等のツールとなっている実態があり、消費者の利益を阻害していることも指摘されております。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、「働き方改革」や「社会のデジタル化」の一層の推進も課題となる中で、多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、その一方で消費者の利益を阻害しないよう、両者のバランスを考慮しながら制度の在り方を検討することが重要であるとしております。

その下、1ポツの3、不適正利用の実態等、(1)特殊詐欺の現状と対策です。

電話転送機能を悪用して、相手方に「03」等の固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求めるはがきを送りつけたりする手法が増加しております。こ

うした状況を踏まえまして、令和元年6月に決定されました「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、総務省においては、警察庁とも連携をしながら、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止」や「電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化」などに取り組んでございます。

おめくりいただきまして、22ページです。

725行目からでございますけれども、「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、令和2年において、認知件数が1万3,550件、被害額が約285億円と依然高い水準にありますため、総務省におきましても、関係省庁と連携して、これまでどおり取組を進めていく必要がございます。

そのほか、各事業者や自治体等におきましても特殊詐欺による被害防止に資する取組を 行っておりますし、また端末機器メーカーからも防犯機能つきの電話機が販売されている、 こういう状況でございます。

その下、(2)番、制度運用の適正化の必要性ということで、令和元年以降、番号制度の 運用が図られてきたところでございますが、不適正利用を助長する可能性のある課題とし て、以下の点が挙げられるとしております。

まず1点目が、電気通信番号使用計画の認定を受けずに固定電話番号を使用した電話転 送役務を提供している者が存在すると考えられます。

また2点目は、「本人確認等」を適切に実施していない可能性がございます。

3点目、不適正な事例に対する是正等の行政の対応が必ずしも十分とは言えない状況です。

23ページ。経過措置によって、制度的な例外が一部で容認されていると考えられます。 その下、電気通信番号制度の周知が必ずしも十分に行き届いていない可能性があります。 その下、卸電気通信役務が提供されており、2次・3次卸も行われております。卸先事業 者において制度への理解・対応が十分でない可能性があると考えられます。

その下、利用者約款による固定電話に係る電気通信役務の提供を受けて、電話転送役務を 提供する事業者の存在も想定されます。

そして、働き方の変化等によって、レンタルオフィス、バーチャルオフィス等のニーズが増加し、このような環境下においても電話転送役務が利用されておりますが、バーチャルオフィス等の関係者において制度への理解・対応等が十分でない可能性があると。

ここで、バーチャルオフィスとは、法人登記のための住所をバーチャルオフィスの運営者

等から借りて当該住所を「仮想のオフィス」とするものでございますが、このようなバーチャルオフィスの運営者による電話転送サービスは、提供の実態が不透明なものとなっております。

ただし、バーチャルオフィスそのものが悪いということではないので、この点、脚注で補 足しておりますので、御確認ください。

このような状況を踏まえまして、業界団体からは、電気通信番号使用計画の認定を受けていないと見られる者が多数あり、これを放置することは電気通信番号制度におけるモラルハザードにつながることから、指導等を進めていくことが重要である旨、指摘がされております。

これらを踏まえまして、電気通信番号の不適正利用を防止し、制度運用の適正化を図っていく必要があるとしております。

次、2ポツ目、電気通信番号の使用に関する条件等の在り方、2の1、本人確認及び最終 利用者の拠点確認でございます。

(1) 現状・課題。電気通信番号の使用に関する条件としまして、地理的識別性の確保の 観点から、本人特定事項や番号区画内における活動の拠点の有無を確認することを課して おります。

後者の拠点確認につきましては、最終利用者が勤務・居住するなどしている「活動の拠点」に固定端末系伝送路設備の一端が設置されることを原則としております。その一方で、データセンター等への設備設置につきまして――24ページです――総務省の運用上は、最終利用者が認知しているデータセンター等に固定電話の責任分界点が設置されていて、かつ、当該場所において端末設備を接続して転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は、データセンター等において転送することを許容しておりますことから、「電話転送役務」の定義の見直しを含めて、制度趣旨の明確化を図る必要があると課題を整理しております。

方向性(考え方)、25ページからになります。

固定電話は、国民生活や社会経済活動において重要な役割を担うことが期待され、引き続き、地理的識別性あるいは社会的信頼性を確保していくことが重要であります。

このため、引き続き、本人特定事項や番号区画内における活動の拠点の有無を確認するという条件を課していくべきである。

また、「活動の拠点」に対しまして、固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設

備の一端が設置されることにつきましては、引き続き原則とすべきである。

他方で、固定端末系伝送路設備に関し、その一端の設置場所について、同一の番号区画内のデータセンターとし、当該データセンターと最終利用者との間で転送しているサービスも少なからず存在してございます。

利用者の利便性の観点からは、利用者の実際の居所及びデータセンター等が同一の番号 区画内に存在するという条件の下で、引き続き継続すべきである。この場合において、固定 端末系伝送路設備の一端については、固定端末設備等を接続できるようにし、転送によらな い固定電話を利用可能な状態としておくべきである。

「発信転送」及び「着信転送」の定義については、データセンター等における転送を許容するのであれば、「利用者」に所有権・利用権があると明記する必要はないなど、技術の進展による実態を踏まえて適切に見直すべきであると整理をしております。

2の2、緊急通報、(1) 現状・課題です。

電気通信番号の使用に関する条件として、発信転送による緊急通報に際し、固定電話番号等を緊急通報受理機関に通知することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがある場合に、当該緊急通報を不可能とする措置等を講じることを課してございます。

関係者ヒアリングにおきましては、「単一の商用電話取次サービス」などの海外事例が紹介されており、こうした点を含めて検討をしているところでございます。

おめくりいただきまして、26ページ、(3)方向性(考え方)です。

発信転送による緊急通報に際し、固定電話番号等を緊急通報受理機関に通知することは、 緊急通報の利用者の位置等について緊急通報受理機関に誤認を与えるおそれが大きいとい う状況です。

発信転送を行う場合は、固定電話番号等の送信による緊急通報の利用者の誤認が起こらないように、引き続き緊急通報を不可能とする措置を講じるべきである。

他方、コンタクトセンターなどの仕組みにつきましては、海外において有効な手段となっていることが関係事業者からも指摘されております。このような仕組みを構築することにつきましては、緊急通報受理機関を含めた関係者間で慎重な議論を積み重ねる必要があると整理をさせていただいております。

2の3、品質確認、(1)現状と課題です。

電気通信番号の使用に関する条件として、050IP電話の総合品質相当の品質を満たしていることの確認が行われていること—27ページです——または、その確認が行わ

れていない場合においては、確認が行われていない旨を通知するための措置等を講じることを課してございます。

後段の品質確認がされていないことの通知につきましては、日本独自の制度であるとの 指摘もありましたところ、通知の意義についても改めて検討する必要があるとしておりま す。

その下、(3) 方向性(考え方)です。

固定電話番号を使用した電話転送役務につきましては、転送区間に固定電話網以外が含まれる場合は、それらと同等水準となり、特にインターネットを経由する転送については通話品質が保証されないこととなります。

おめくりいただいて、28ページです。通話の相手が電話転送役務の利用者であることを 知らずに、通常の固定電話への発信と区別できない者にとっては、音声品質について一定の 期待もあると考えられます。このため、050IP電話相当の品質が満たされていることを 確認することにつきましては、引き続き原則とすべきである。

また、品質確認がされていない場合におけるその旨の通知につきましては、その通知音を 挿入することで、疎通開始直後の会話が遮られるという不便も存在します。これに対しまし ては、インターネットを経由する音声伝送であっても050IP電話相当の品質となるこ とは十分にあり得るとの御指摘もありますことから、通知音を一律不要とするのではなく、 電話転送役務の提供者が品質確認を実施することで通知音を挿入しないこととするほうが 制度の本来的な趣旨に合致しており、合理性もあると考えられます。

以上のことから、品質を確認しないと判断する場合には、引き続き、通知音を挿入するなどの手段を講じるべきと考えられると整理をさせていただきました。

最後、3ポツです。不適正利用を踏まえた今後の制度運用の在り方、(1)現状・課題です。

固定電話番号を使用した電話転送役務は、特殊詐欺等のツールとなっている実態であり、 総務省としては、これまでも関係省庁と連携して特殊詐欺の被害防止対策を行ってきてお りますが、今後もこうした対応を継続していく必要があるとしております。

その上で、電気通信番号制度におきましては、電気通信事業者が最終利用者の本人確認、 拠点確認を行うこと等を内容とする電気通信番号の使用に関する条件に従って、電話転送 役務を提供することを求めております。

このような電話転送役務に係る電気通信番号制度を適正に運用していくことが不適正利

用の防止に資すると考えられますが、現状においては課題も見られております。

現行制度の施行に際しましては、経過措置を設けておりますが、これが例外を容認することにつながり――29ページです――不適正利用を助長しているのではないかとの御指摘があることから、経過措置の取扱いについても検討する必要がございます。

また、2次・3次の卸先事業者のサービスが不適正に利用されているという実態もあると 考えられ、電気通信事業者間の対応に課題があると指摘されております。

加えて、バーチャルオフィスの運営者により提供される固定電話番号を使用した電話転送役務が条件を満たしていないことも想定され、条件の適用関係の明確化が課題となります。

これらの課題を踏まえ、今後、電気通信番号制度を運用していく上において、具体的にどのような取組・対応を行っていくことが不適正利用の防止に資することになるか検討する必要があるとしております。

おめくりいただきまして、少し飛びますが、31ページでございます。1,087行目からです。(3)方向性(考え方)ということで、まず、①全般です。

関係者ヒアリングにおきまして、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者が存在し、こうした者に対する検挙・指導を進めるべきとの意見があります。総務省においても、制度運用の安定性・適切性を確保し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備していく観点から、こうした者に対する指導等の取組を一層充実させていくことが重要と考えられます。

このような取組を進めていく上で、その実効性を確保するため、日頃から行政、電気通信 事業者等が情報共有を行い、問題事例が生じた場合の対応方策をはじめ、諸課題の改善に向 けて連携して取組を進めていくことを目的として、関係者による連絡会のような組織を設 置することが望ましい。

また、電話転送役務に係る電気通信番号制度について、適切に周知・広報を行っていくことが重要と考えられます。

このため、総務省において、電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに―― 32ページになります――電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名などを 公表することなどにつきまして、検討することが適当であるとしております。

なお、経過措置につきましては、端的に申し上げて、役割を終えることになると認められることから、現行制度の施行後3年経過をもって措置期間を終了し、廃止の方向とすること

が適当であると整理をしております。

続いて②番、卸電気通信役務の提供におけるルール化でございます。

関係者ヒアリングにおきましても、不適正利用の一つの実態を明らかにしたものとして、 2次、3次の再販売事業者から番号を入手との報道もされてございます。このため、固定電 話役務等の卸電気通信役務の提供を行う際に、電気通信事業者間において、不適正利用の防 止に資する対応を検討していくことが重要と考えられます。

この点、再販契約書において、卸先事業者に対し、関係法令に基づく必要な対応を遵守することや、さらなる再販売をする場合に、事前に卸元事業者に承諾を得ることを定めている事例もございます。こうした卸電気通信役務の提供における卸元事業者に求められる事項について、ルール化を検討していくことが適当であるとしております。

また、固定電話回線を利用者約款により契約して、当該固定電話回線により電話転送役務を提供したり、再販売したりすることも可能でございます。こうした利用者約款により契約が行われる場合、一定の場合に限られるかと思いますけれども、こうした場合にも同様のルール化を検討していくことが適当であると整理をしております。

最後、③番、バーチャルオフィスへの対応でございます。

バーチャルオフィスの運営者による電話転送役務の提供例を見ますと、最終利用者の活動の拠点の場所のいかんにかかわらず、電話転送役務を提供しているものも見られます。

33ページです。この点、現行の電話転送役務に係る電気通信番号の使用に関する条件に 照らせば、「固定端末系伝送路設備の一端」が設置されているバーチャルオフィスの住所と、 最終利用者の実際の「活動の拠点」が同一の番号区画内に存在しない場合には、当該条件を 満たしていない状態が生じていると考えられます。

バーチャルオフィスの運営者が最終利用者に電話転送役務を提供することは、通常、電気 通信事業に該当するものと考えられ、すなわちバーチャルオフィスの運営者は、電気通信番 号制度においても、電気通信番号の使用に関する条件に従い、電気通信役務を提供すること が求められます。

総務省では、バーチャルオフィスについて、これまで電気通信番号制度上の適用関係を必ずしも明確に示してこなかった経緯がございます。

このため、総務省において、電気通信番号使用計画の認定の申請に関する手引というものを作っておりますけれども、これを改正することなどにより、バーチャルオフィスの運営者・最終利用者に対する電気通信番号の使用に関する条件の適用関係について、分かりやす

く整理の上、公表すべきである。

加えて、既に提供されているバーチャルオフィス等の運営者による固定電話番号を使用 した電話転送役務に関し、電気通信番号の使用に関する条件を満たさない最終利用者が存 在する場合、当該最終利用者において適正な電気通信番号の利用となるよう、関係事業者等 とも連携しつつ、制度の厳格な運用を図るべきであると整理をさせていただきました。

以上、長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。皆様からコメントをいただきたいと思いますけれども、まず、藤井委員におかれましては、御都合に途中で退席されましたけれども、事前にコメントをお預かりしておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。藤井先生からのコメントを代読させていただきます。

様々な意見を集約して整理いただきました事務局には大変感謝いたします。まとめていただいた方向性については妥当なものと考えています。

雑感をいくつかコメントさせていただければと思います。

音声伝送携帯電話番号の使用の条件で、最もMVNO事業者にとってハードルが高いと 思われる緊急通報の確保に関する条件については、緊急時の通報という命に関わる場面で 利用されることから、確実な接続が求められるものと思います。

緊急通報導入の仕組みとしては、MVNOが自ら接続する方法のほか、現実的な方法として、MNOが卸でMVNOに提供する形も想定されることから、MNOにはMVNOと協力して適切な費用で確実に緊急通報ができる方法を検討いただければと思います。

次に、固定電話番号を使用した電話転送役務の提供について、品質確認がなされていない場合に挿入される識別音について、議論の結果、維持する方向性になったと認識しております。

一方、識別音を挿入しなくてよくするためには品質確認が必要となることから、業界団体 と総務省が連携して、その確認方法を決めるなどして、一定の品質を保っている事業者の識 別音を簡便になくすことのできる仕組みづくりが必要ではないかと考えますので、具体的 な方策などを引き続き検討をお願いできればと思います。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、本日御出席の委員の皆様から報告書案につきまして御意見頂きたいと思いま

すけれども、一応大きく第2章、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方と第3章の固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方に分かれておりますので、それぞれに分けて御意見を伺えればと思います。

まず、それでは、第2章の音声伝送携帯電話番号の指定の在り方につきまして御質問、御意見等ございましたら、先ほど事務局からありましたように、チャット欄に記入いただければ私のほうから順次指名させていただきますし、もしそれが難しいようでしたら、直接マイクをオンにして御発言いただいても結構です。

それでは、まず猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 ありがとうございます。大阪大学の猿渡です。

内容に関しては、議論のあったことが、しっかり網羅をされていて、全く異論はありません。

まず2章からということなんですが、MVNOは、ローカル5Gとか、地域BWAとか、 これから出てきそうなサービスに非常に重要な要素になっているので、それはMNO側も 賛同していましたし、特に反対の意見はなかったと。

一番論点になっていたところが緊急通報に関わるところだと思うんですが、11ページ目ですかね、方向性のところでまとめられていますが、やっぱりMVNOには緊急通報に関してはしっかり考えてほしいというのがある反面、前回議論がありましたが、12ページ目にあったような、コールバックとかがしっかりできるようなことが、しっかりつくっていくのは結構難しい、日本の緊急通報のシステムが結構高度なものになっている、それだけ消費者をちゃんと守っている仕組みになっているということで、取りあえずはMNOがしっかり卸をして協力していくということもあると思うんですが、MVNOもちゃんとその辺を守っていくように、今後、総務省において検討していくことが適当となっているのは非常によいことかなと思いました。

すみません。単なるコメントになりますが、以上になります。

【相田主査】 ありがとうございました。では、続きまして山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。私も緊急通報のところでコメントしたいと思います。

藤井委員のおっしゃったこととほぼ同じことなんですけれども、少し付け加えて自分の 意見を申し上げると、緊急通報というのは一生に1回とか2回か、年に1回か、めったに使 わないけれども、使うときにはライフラインで、また火事なんかの通報なんかですと、公益 性があるわけですから、これは競争の手段ではないのではないかと思うようになりました。 つまり、競争上優位に立つために行うというよりは、ここは競争より、業界全体で協調して、最小の手段、最小の費用で最大の効果が出るようにと、その費用配分をどうするのかというところを、合理的な方法で行えるといいんじゃないかと思いました。

それとともに、やっぱりMVNOが1,500社もあるという現状、その中の何社かは独自に緊急通報をやりたいという意向があるということを考えると、緊急通報の受理機関のほうも、そういう現状があることを、何らかの形で知っていただくと。こういう状況であることを共有していただいて、次回の、例えばシステム改修とか改変とかいうときに、より多くの機関が接続したいという意向であっても、それが簡単にできるようなシステムに変えていくということを考慮していただくと。恐らくこれは事業者が言うというよりは、総務省さんが受理機関に対して知らせていくとか要望するというようなことになるんじゃないかなと思いましたので、それをコメントとして申し上げたいと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。では、続きまして一井委員、お願いいたします。

【一井主査代理】 一井です。今の山下先生の御意見と通じるところがあると思いますが、この緊急通報のシステムの在り方について、番号の守備範囲を超えるかもしれませんけれども、やはり何らか提言をする、諸外国の例の紹介がありましたけれども、より合理的で、コストも比較的おさえて、新たに入りたい人が多額のコストを払うということを必要としないようなシステムをつくっていくという方向で何らかの形の検討を始めていただきたいなと。そういうことが、どこかに書けるといいかなと思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。では、続きまして柴田委員、お願いいたします。

【柴田専門委員】 ありがとうございます。柴田です。私のほう、ここの議論にはあまり入っていないのですけれども、繰り返しになるのかもしれませんが、緊急通報のところにつきましては、やはりMVNOにとって参入障壁にならないかというようなことも考えますと、適切にMNOとMVNOが協力することが非常に必要だと思います。

また、これについては、きちんとというか、適切に協力しているということを何かしら拘束的に担保するような手段も必要なのかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

【相田主査】 ありがとうございます。以上で発言希望をいただいた方は順番に指名した

と思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

じゃ、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。コメントとして申し上げます。緊急通報のところについては、協力体制であるとか、日本のシステムの見直しとかという問題もあると思いますが、今回、指定が拡大されることがあっても、消費者から見て、携帯電話から今までと同じように緊急通報が使えるということが確実に担保されるということをお願いしたいと思います。消費者からは見えないシステムの部分で今後より良くしていくことですとか関係性の問題は、もちろん委員の先生方おっしゃったようにあると思いますが、消費者としては、とにかく、拡大した場合であっても、同じように緊急通報が使える状態というのは必ず担保されるということをお願いしたいと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、今まで各委員から頂きました御意見につきまして、事務局のほうからコメント いただけますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。緊急通報の関係でございますけれど も、消防庁ですとか警察庁、海上保安庁ともしっかり連携をして、確実に利用者の皆様に提 供できるように取り組んでまいりたいと思います。

また、御指摘のありました緊急通報のシステムの在り方ですが、緊急通報受理機関側とも、 どういうことができるかは相談してみたいと思います。

具体的なやり取りは、この報告書案が出来上がってから、関係する機関と協議をさせてい ただきたいと思います。

以上でございます。

【鈴木番号企画室長】 番企室の鈴木でございます。すみません。

山下先生と、あと一井先生からの御意見頂きました。御意見の趣旨は緊急通報受理機関に 伝えたいと思っておりますし、また日頃から意見交換等々させてもらっておりますので、そ うした中で、また将来に向けて、話し合いができればと思っております。

それと、柴田先生から担保措置といった話がございました。そういった意味で、まだ、これ正式に答申としてオーソライズされたわけではございませんので、なかなか申し上げにくいところがありますけれども、まず、答申として正式にオーソライズされた場合には、この答申の趣旨をしっかり関係事業者に認識していただく、そういうことを強く求めていき

たいと我々も思っております。

その上で、電気通信事業法におきましては、接続に関する協議とともに、卸電気通信役務 に関する当事者の協議、あるいはその負担の金額といいますか、こうしたルールも整備され ておりますので、これを適切に運用していくことが大事かなと思っておりますので、そうし た運用をしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、ただいま頂きました各委員からの御意見、あるいは事務局からのコメントを踏まえて、追加で前半に関して、もし御発言の希望がございましたらお受けしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、もし必要でしたら後ほど戻ってくることにいたしまして、続きまして後半、第3章 の固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方につきまして、事務局からの説明につき 御質問あるいは御意見ございましたら、またチャットに入力いただければと思います。

それでは、まず猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 ありがとうございます。3章に関しても今までの議論を網羅されていると思うんですが、議論がちょっと割れていたところとか、いくつか確認事項に関してコメントしたいと思います。

まず26ページ目、不適正利用に関して。これは議論割れていたわけではないんですが、 さっきのMVNOと関わってくる文言があったので、26ページ目の方向性の最後のとこ ろですね。コンタクトセンターなどの仕組みについてとあるんですが、先ほど山下先生から、 緊急通報というのはライフラインだという話があって、今回の整理だと、転送をする場合に、 逆に利用者も、逆に緊急通報を受ける側も、いろいろ誤認する可能性があるから禁止という ことになっていて、僕もそれに同意なんですが、やはりライフラインではあるので、僕は理 解できない事業者の理論、消費者のメリットが、ひょっとしたらあるのかもしれないので、 今後もしっかり考えていく必要があるのかなと思いました。

次、28ページ目、通知音に関して。これに関しては、通知音を入れるべきという結論になったんですが、これは通知音を入れるべきというよりかは、どっちかというと、050I P電話相当の品質を維持すべきという結論になったと理解していまして、電話を転送する 業務をしていて、しかもテレワークとかに使われるのに050IP電話相当にも満たない ような転送電話のサービスはしてはいけないと思うので、そこは、やっぱり品質を担保する というところはしっかり。方法はまだ難しいとか、ちょっと議論が必要だというところはあるとは思うんですが、やっぱりそこは努力しないと、音声サービスの意味自体がちょっと問われるのかなと思って、そういう結論になったと理解しています。

最後、不正利用に関してなんですが、これもいろいろ意見があって、ざっくり自分の理解をまとめると、不適正利用というのはまだまだたくさんあるように見えるということ。あとは、事業者は一生懸命そこを守る努力をしていると。なのに、それを守っていない人たちがいて、そういう人たちは議論の場には出てきてくれないという現実があると。さらに、そこに関わってくるのが、経過措置があるので、ちょっと動きづらいという面もあるという現状だと思います。

やっぱり不適正利用というのは、どう考えても抑えないといけないと思いますし、経過措置。今回、経過措置を延長してくれという議論がなかったということが幸いかなと思っていますので、32ページ目にあるとおり、廃止の方向となっているので、しっかり守ってもらうことができるような制度づくりをこれからしっかりしていって、再度、不適正利用がどうなっているのかということを見て、もう一度、技術的なところを検討するのがいいのかなと思いました。

単なるコメントになります。以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。それでは、続きまして河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。21ページの685から686行のところについてですが、ここは私が以前意見を申し上げたことから多少修正がしていただいたところかと思うんですが、ちょっと私の言葉足らずで趣旨が伝わっていないのかなと思います。ここ読みますと、悪質な事業者によって特殊詐欺等のツールとなっていると書かれているんですが、私が言いたかったのは、元の報告書ですと、特殊詐欺といった警察マターになるような真っ黒な犯罪グループのことを、割と本文で取り上げていたんですけれども、それはもちろん問題外の犯罪なんですが、私が前回も今回もプレゼンしたような内容というのは、警察が扱うような犯罪というより、消費者センターが扱うような悪質商法、固定電話番号の信頼性などを装った商法のことを専ら消費者問題として申し上げましたつもりです。特殊詐欺以外にも消費者被害が多数起こっているということを強調したかったので。これ読みますと、特殊詐欺がすなわち悪質事業者という風になっていますが、特殊詐欺等はもう事業者と言えるのかどうかもよく分かりませんので、どちらかというと別にしてほしい。例えば

悪質商法や特殊詐欺等のツールになっているというふうにすれば、2つの別なものとなるのでそのように変えてほしい。悪質な事業者による特殊詐欺と書きますと、結局、結果的に特殊詐欺のことだけを取り上げているように見えますし、特殊詐欺のグループは悪質事業者というよりは犯罪グループだと思いますので、そこはちょっと修文していただけたらと思います。

【相田主査】 ちょっとここ私も気になったんですけど、この悪質な事業者とあるところは、やっぱり電話転送役務の利用者という意味では、悪質な利用者と書くほうが私も適切かなと思ったんですけれども、その点については、河村委員のお考えは。

【河村専門委員】 事業者と書くことによって、どのステークホルダーの事業者かが分からなくなるということがまずあります。それから私が言いたかったのは、特殊詐欺のグループと悪質商法を固定電話の詐欺的な使い方で行っているグループというのは全く別の社会的な存在だということです。ここでは「ツール」となっているので、悪質商法のツール・アンド・特殊詐欺のツールというふうな読み方ができるほうがいいのかと思います。もう少し加えられるようでしたら、固定電話番号の信頼性を悪用した悪質な商法・アンド・特殊詐欺のツールという感じに読めるようにするといいかと思っております。

【相田主査】 ありがとうございました。

【鈴木番号企画室長】 事務局です。鈴木です。河村会長に事前に説明した際にはいろいろ御指摘いただいておりまして、すみません、認識を我々、少し勘違いしておりました。まさに特殊詐欺は本当にもうブラックでしょうし、そうじゃない悪質商法があるということですので、ここはまさにその悪質商法や特殊詐欺等のツールとなっているといった形で修文をさせていただければと思います。同じように、後ろのほうにも同じようなくだりがありますので。何ページだったでしょうか。もう一か所あるんですけれども。

【相田主査】 954行目のところですね。28ページ。

【鈴木番号企画室長】 954行目。ああ、そうですね。こちらも後で修正させていただきたいと思います。河村会長、すみませんでした。

ひとまず以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。では、続きまして一井委員、お願いいたします。

【一井主査代理】 私も、悪質な部分の指摘のことなんですけれども、22ページの743行目です。下線は引いていただいていませんけれども、電気通信事業の届出を行っていないで電話転送役務を提供しているものがあるという事実を、こういうふうにはっきりと示

していただいているという部分で、これ必要なことかなと思います。入れていただいてありがとうございます。

それから、もう一つ、悪質なものでいうと、32ページ、1,131行目ぐらいからですかね。利用者約款により契約が行われている場合ということですけど、これも非常に悪質な行為の温床になっているのではないかという指摘があったと思います。

ここについてちょっとお伺いしたいのは、1,133行目、同様のルール化という場合、 その同様というのは、どこまで遡ればいいのかなということ、もうちょっとはっきりできる といいのかなと思いました。

それから、ちょっと違う話で、28ページの948行目。先ほど猿渡先生からもありましたが、ロジックとしては、これ議論のとおりで異論はないんですけれども、最後の文章の締めとして、やはりこれは本来は050IP相当の品質は満たされているようにしてくださいと。というのも、通知音を挿入するというやり方は日本独自のやり方だし、あまりよろしくないのではないかという事業者さんからの指摘もありまして、それはそういう見方というのもあるのかなと思いますので、やはりそうではなくて、通知音を挿入しなくていいような方向に持っていくべきだというような書きぶりになったほうが、ちょっと前向きな感じがしていいのかなと思いました。

それから最後に、どこの記述というわけではないんですけれども、固定電話、 $0AB\sim J$ 番号の社会的信頼性のもとというのは地理的識別性ですけれども、地理的識別性がないが使える電話番号、つまり050番号の社会的信頼性が低過ぎるということが、いろいろよくない運用のもとになっているような気が私、前からしていまして、これちょっと、どこにどう書けばいいのか、よく分からない、うまく入らないのかもしれませんけれども、やはりその050番号をもっと信用していただいて、社会でちゃんと使っていただくと。

バーチャルオフィスなんていうのは、まさにそういう目的、050番号を使うのが適切なような気もしますので、そういった取組をするというのが、どこかに入るといいのかなと。

あるいは最後、これから付け加えていただくその最後の「おわりに」という章なのかもしれませんけれども、そういうことも思いました。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。では、続きまして柴田先生、お願いいたします。

【柴田専門委員】 柴田です。ありがとうございます。識別音のところなんですけれども、 最初に御紹介あったところかと思うんですけど。すみません。私のほうで、この識別音につ いては、長期的には、ないほうがいいんじゃないかと考えています。

一定の品質を維持するというのは当然必要なんですけれども、そのために識別音を導入することが合理的、あるいは必須かといえば少し疑問もあるかなと。ユーザーからすると、途中に識別音が鳴るというのは、あまり快適なものでもないのかなと思います。

今回は品質を確認すれば識別音は不要であると理解したんですけれども、品質の確認方法ですね。これをぜひ、ちょっと技術的なことは私も分からないんですけれども、合理的な方法で、そういう方策を、また検討していただければなと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。では、続きまして山下委員、お願いいたします。

【山下専門委員】 ありがとうございます。私は、バーチャルオフィスのところで32ページ、33ページ辺りのことなんですけれども。将来的な課題なのかもしれないんですけれども、今、どんどんと世の中がIT化しているという感じで、32ページの注の31に、総務省さんにとっての活動拠点というものの定義があるんですけれども、そういう意味では、活動拠点が非常に分散している、あるいは活動拠点というものがないという場合もどんどん出てきていると。

私の少しだけの知識でいうと、例えばネット通販会社のようなところですと、倉庫はもうあちこちにあるし、本社機能はというと日本になかったりとかすると。そうなると、総務省さんの定義による活動拠点というものと、法人登記する法務局に届けるときの活動拠点とか本社の拠点というものの定義が、うまく一致していないと。法務局はバーチャルオフィスでも活動の拠点だと認めているわけですから、これが一致していないことが、そもそも問題の発端。これ犯罪とか関係なく、03番号とか、0AB~J番号を付与するかどうかというときの、そもそもの始まりじゃないかと。そしてそれが、このIT化で変化しているんじゃないかということを、将来的な問題提起として提案したいと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。もしかすると、また4章「おわりに」のところのあれになるかもしれないなと思って聞いてまいりましたけれども。

あと、続きまして河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 050の信頼性を、というお話とか、DX社会を見据えて、というようなことが今回の報告書では前提になっているわけですけれども、私はそれに固定電話番号を絡めることに違和感をおぼえております。つまり日本では固定電話の信頼性において

地理的識別が大事なんだとするのであれば、今回の報告書にあるパターン4のような形を 許容することへの違和感です。050を使って大いに技術を活用し、地理的識別性のない番 号だけれども、我々は会社としては信頼性があるんだというふうに展開していけば、とても 健全だと思うんですが。

要するに、私から見ると、競争を起こして新たな参入をたくさん固定電話の転送電話にも起こしていこうということは、結局は固定電話の信頼性をまといたいという方たちの要望といいますか、そういう需要に応えていく道を開いているようにしか私は見えません、本当に0 AB $\sim$  J の信頼性を大事にしていくのであれば、本来、0 5 0 のようなところを、本当に自由なイノベーションの発揮するところとしてやっていって、0 AB $\sim$  J の固定電話というものは、転送電話に限らず0 AB $\sim$  J の電話番号をどのような条件下でどのような者が使えるのかというところをもっと大事にしていかない限り、私は0 AB $\sim$  J というのは、もう意味がなくなってくると思っています。

極論を言いますと、もしそうであるならば、もう逆にOAB~Jは地理的識別がないのですと。要するに、信頼性をまといたい人と、まとわれて欺かれてしまう消費者の対立関係にあるわけですから、信頼性に関してどっちの方向なんだと前回からずっと思っているんです。もし、信頼性が確保しにくいほうに広げていくなら、地理的識別はないんですと消費者に言っていただくほうが、逆に、犯罪集団やグレーな悪質事業者の需要というのはなくなっていくんですね。

ですから、今、私から見ると不思議なバランスの上に立っていて、どのような事業者の需要を喚起していって、将来何をしたいのかというか。私はデジタル社会、全く大賛成ですので、そこはもう地理的識別とは別の世界で何らかの、ほかの信頼性を得ていく何か道を探っていただきたいです。転送電話よりは、もっと根本的な、OAB~J番号を誰が使えるのかという問題に踏み込んでいるような報告書に読めると考えておりますので、うまく言えませんが、さきほど一井先生がおっしゃったような観点を、どこかに、最後のほうに、これからの近い将来の課題として挙げていただければと思います。

まとまっていなくてすみません。以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。大分何年も前から、もう電話番号なんて単なるアイデンティファイアーで、誰がどんな番号を使ってもいいんじゃないかという御議論もある一方で、やっぱりアンケートとか取ってみると、まだまだ地理的識別というのを頼りにしている方もいらっしゃる。でも、それが大多数かというと、もうそうでもなくなってきてい

るという、非常にやっぱり今、微妙な時期にあるのかなと、私個人的には思っております。

発言の希望を示していただいた方は一通り御発言いただいたかと思いますけど、私、見落としている方がいらっしゃいましたら御指摘いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、今まで頂きました御意見等につきまして、事務局のほうからコメントいただければ と思いますが、よろしくお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局、藤原でございます。いろいろとありがとうございました。

まず、一井先生から頂きました電気通信事業の届出自体そのものをやっていない場合の 御指摘いただいておりますけれども、そもそもの事業の根本的なルールを守っていないも のですので、こういったところをきっちり指導していきたいと思っております。

それと、利用者約款に基づいた場合のルール化のところですけれども、2次・3次と、複数の段階での卸提供を受ける場合のルール化と一緒の形でやっていくことになりますけれども、ここの書きぶりをはっきりさせるという点は、この後、修正させていただきたいと思います。

続きまして、転送電話の品質でございます。050IP電話相当を満たすべきという考えを示すべきということでございますけれども、品質確認をすることが原則であるということは書いております。その確認をする品質基準というのが050IP電話ということですので、こういった050相当を維持すべきだというのは考えとして示させていただきたいと思います。

続きまして、050番号について信頼性があってより使われるようにしていくというお話でございます。河村委員からもありましたけれども、信頼性のある企業に、より使っていただくといった、より使われるような仕組みというのは、具体的に書けることではないかなとは思うんですが、将来的な方向性として何らかの形で示せるように考えたいと思います。それから、柴田先生からは、ユーザーサイドからすると、やっぱり識別音がないほうがいいんじゃないかというお話をいただきました。長期的にそういった改善ができないかということでございますけれども、要望をもともと出していました転送事業者さんや日本ユニ

続きまして、山下先生からのバーチャルオフィスの関係でございます。活動の拠点が登記

ファイド通信事業者協会さんといったところと総務省でも意見交換をして、具体的にどう

いった形で品質確認ができるのかという議論はやっていきたいと思っております。

の住所と一致しないことがあるということでございますけれども、こちらも、先ほどおっしゃっていたようなDXが進んでいく中で、将来的にこういった問題をどのように考えていくのかといったようなことも「おわりに」などで書ければなと思っております。

それから、河村委員からありました信頼性の関係でございますけれども、先ほどの話とも 関係しますけれども、ホームページなどを見ていると、固定電話は信頼性があるから使うべ きだというような書きぶりで、うたっているところも、御指摘のように、実態としてあると 思います。

こういった中で、相田先生からもお話がありましたが、固定電話の地理的識別性というものをどういうふうに考えていくのかというのは、人によって違ってきています。もともと固定電話しかなかった時代は、皆さん、よく御理解されていたと思うんですけれども、いろんな種類の電話ができてきて、時代とともに変わってきていますので、こういったものをどのようにしていくのかは、将来的に検討すべき課題であると考えるという点も、報告書を最終的にまとめる際には整理させていただきたいと思います。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からのコメント、 あるいはほかの委員の方からのコメントを踏まえて、追加で発言されたい御希望ございま したら、お申出いただければと思います。

では、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 もう完全にクロージングの雰囲気になっていると思うんですが、河村 先生がおっしゃっていたことと山下先生がおっしゃっていたこと、非常にネットワークの 研究者として興味があるところでして。050で全部やってしまえばいいんじゃないかと いうのは僕も前から思っていて、実際、飲食店なんかは食べログというサービスと連携して いて、各東京のお店とかも050の番号がついていて、その番号にお客さんがかけると、お 店には食べログ通知で来た電話ですというのでつながるということがあって。飲食店とい うのは結構、地理的サービスが必要なはずなのに、そっちの方向に行っているということで、 確実に世の中は050に来ているなと思います。

一方で大企業なんかは、今までの結構高いお金を払って、NTTとかの転送電話を使って、 リモートワークとかもちゃんとできているんだろうと思うんですが、今回コロナ禍ですご く問題だなと思ったのは、結局、中小の企業が会社に行かないと電話を受けられないから出 社するということが結構あって、電話を受けるだけなのに、やっぱりその地理的識別性の問 題があって、OAB~Jで受けなきゃいけないということが、もうちょっと緩和できたら、 それこそ働き方改革とかにつながるのになと思っている感じです。

その一方で、山下先生おっしゃっていたように、そもそも会社というのは一つのところになくて分散していくというような流れにもあると思っていて、単なる、これコメントなんですが、相田先生おっしゃったように、ちょうど今そこの転換期に来て、難しい時期にあるんだなということを改めて認識したという感じです。

単なる感想ですが、以上になります。

【相田主査】 ありがとうございました。では、一井先生、お願いいたします。

【一井主査代理】 既に報告書から大分離れてしまったかもしれませんが、OAB~Jの 社会的あるいは信頼性、地域的信頼性というものをどう捉えるかというのは非常に大きな 問題だと思っていまして、相田先生からもありましたように、国民の間での捉え方も大きく 変わってきつつある状態ですけれども、これはどっちの方向に、どういう方向に押すかとい うのとは、またそれとは少し違う次元の話かなと思っております。

一つ、私、前から思っているのは、社会的信頼性というのはどうやってできてきたか。それ、もともとは地理的識別であったり、品質であったり、いろんな要素があるわけなんですけれども、特にその地理的識別ということでいうと、これは事業者が頑張って、そういったシステムをつくってきたというのもあるんですけれども、利用者みんながつくってきたものでもあるんじゃないかなと前から思っています。それは加入してお金を払っている人はもちろんそうなんですけれども、かける人も、電話かけてみたら電話番号変わっていましたと。ああ、引っ越したんだなと。そういう、ある種の不便を忍んでいるわけなんですね。それは一種の費用だと思うんですけれども。そういう意味で、みんながつくってきたもの。

そういうみんながつくってきたもの、ある意味で非常に漠然としてはいるんですけど、みんながつくってきたものを、もう世の中そうじゃないからといって捨ててしまっていいかどうかと、そういうことも考慮する必要があるのかなと思っています。

すみません、どんどん報告書から離れてしまいましたけれども、非常に大事な問題ですので、しっかりと議論する必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。じゃ、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 何度もすみません。コメントです。今、一井先生おっしゃったことに も関連するんですが。先ほど私が識別性がなくなるなら、そうアナウンスしてほしいと言い ましたが、その言葉だけが切り取られると怖いなと思ったので、ちょっと私、言葉が過ぎる ときがあるので、もう一度ちゃんと申し上げたいと思います。

前の議論のときからそうなんですけれども、どう考えても、地理的識別性が日本にはまだあるからこそ、事業者さんたちが信頼性を利用しようとしている。そしてその需要のためにアイデアを差し出しているような形の政策が私は気になっています。それで、世の中が、座長おっしゃるように変わっていくときに、その信頼性を、でも、まだしがみついて利用しようとしているのは、そのグレーな事業者さんたちなのです。そこが非常に気になっておりまして、その人たちに信頼性を食い潰されるのを眺めていて、いつか信頼性がなくなるのではなくて、きちんと変わるときには変わるとアナウンスしてほしいというのが私の趣旨でございまして。

しかし、一井先生おっしゃったように、その信頼性って長く高い電話基本料金とか払い続けた国民、市民の人たちが培ったものでもありますので、その辺りは非常に大事なことだと思っています。

テレワークやITというのは、もう繰り返しになりますが、固定電話の信頼性に頼らなくても、言い換えれば信頼性を詐欺的に使うようなことをしなくても、できるわけで、転送電話の問題はまた全然別な、泥くさい議論の下に立ったものだと感じています。もっと純粋に技術的なことを追求していけばよろしいと思いますし、あとテレワークに関しましても、今きちんと事業なさっている方たちが転送電話を利用することにおいては、別にパターン4に行く必要が全くないわけで、ちゃんとその場所で事業なさっているのであれば、普通に転送電話を利用すればよろしいんですから。

要するに、実態が限りなくグレーになっていくものへの道を開くことと、コロナ対策というのが微妙に絡められているところにも、私はちょっと抵抗を感じております。今ちゃんと事業をなさっている方は拠点があるはずで、拠点がないならないで、そういう通信の環境を整えているかもしれませんが、コロナ対策だから、こういうのを用意してあげないとできない事業者のために、いろんなパターンを用意するということは、私はちょっと違うと考えております。

ですから、将来の番号政策をつくっていくという総務省さんにお願いしたいんですけれども、なるべく泥くさい問題、装いたい事業者さん、グレーなもくろみへの需要という視点から離れて、ずっと信頼性確保に努めてきた、その一端を担ってきた市民にも不利益が全くないような形で、どうあるべきかという姿をきちんと追求していただきたいと思っており

ます。

最後のコメントです。すみません。報告書からかなり離れております。失礼しました。 【相田主査】 ありがとうございます。

私からも2点コメントさせていただきますと、今、何人かの委員の方から御指摘いただいたことに関連して、その番号ということからいいますと、いろんなところから電話がかかってきたものを、いろんな場所で受けるための番号として、0570から0120、0800もそうかもしれませんけれども、というのがあって、それは現状で、やはり通話料金に遠近格差があるということでもって、それこそ、この通話は何秒にいくらぐらいかかりますというのがトーキーで入るというので煩わしいというような声も頂いているわけですけれども、その0570と050の使い分けというんでしょうか。050はIPで提供するものであるというと技術のほうで縛られているというようなことになっているんですけれども、これから普通の電話のほうでも遠近格差がなくなるというようなときに、じゃあ、その0570と050ってどういう位置関係になるのというようなことは、もうPSTNのIPマイグレーションが近々になっているところですけれども、やっぱり考えていかなきゃいけないのかなと。

それで、そういう中で、今回受ける場所が1か所であっても転送されるというのが転送電話役務なんですけれども、その場所が特定されない非地理的番号として受ける場所も、今までだと複数あったという0570辺りとの使い分けをどうしていくか。その中で、どっちかというと、もしかしたら一井委員等々が言っておられたような、050をよりプロモートしていくというようなことを考えていくことにもなるのかなというところで、この辺りは、どちらかというと、「おわりに」に書くところになるのかなとも思います。

それからもう一点、識別音のことに関して、これも恐らく、今回の範囲というよりかは「おわりに」のところに入れるようなところかと思いますけれども、やはり識別音というのは、識別音を聞いて、じゃあ、この通話やめようという人がいるという可能性もあると。通話がつながってお金がかかってから入れるものというよりかは、やはり通話料金がかからない段階で入れるものというのが本来あるべき姿ということで、御指摘ありましたように、UNIでつないでいると、現在ですと、つながってから音が入る、したがってお金がかかるということしかできないわけですけれども、この辺りもIP化されて、場合によっては、いろんな信号を飛ばすことができるということであるんだったら、場合によってはUNIでつないでも識別音を事前に挿入することができるという枠組みというのは、本当にニーズがあ

るんだったら今後考えていってもいいんじゃないかなと思いました。

ほかに御発言の希望ございますでしょうか。

では、最後に頂いたコメントについて、事務局のほうから何かコメントございますでしょ うか。

【鈴木番号企画室長】 番企室、鈴木でございます。いろいろと先生方から貴重な御意見頂きまして、ありがとうございました。

まさに今回、地理的識別を確保した、それを前提として御議論いただいたわけでございますけれども、まさに御意見拝聴しますと、今後、固定電話番号の在り方全般みたいなものを、その地理的識別性の確保も含めて御議論いただく時代が、また、そう遠くない将来、来るのかなというような印象を持ちました。

また、今回頂きました御指摘につきましては、また相田先生とも御相談して考えていきたいと思いますけれども、「おわりに」というのをつけたいと思っておりますので、将来に向けての課題などはこの「おわりに」で記述することを検討していきたいと思っております。

いずれにしましても、今後、この報告書案を電気通信事業政策部会にも諮った上で、近々パブリックコメントに付したいと思っておりますので、また多様な御意見を幅広く伺った上で、また議論を深めていければと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

ほか、発言希望よろしゅうございますでしょうか。

ただいままで委員の皆様から頂きました御意見として、報告書本文を修正すべき内容として、例の識別音の辺りの書き方を少し、識別音を入れるというよりかは品質保証するほうが向かうべき姿であるということが明確に読み取れるように、少し文の書きっぷりを修正するということ、それから特殊詐欺等の被害防止というところについて、それ以外に悪質商法等もあるというようなことを書き換えるということ、その2点があったかと思います。

それ以外につきまして、頂きましたコメントは、ちょっと現状の本文に加えるというよりかは、最終的に「おわりに」を付け加えるときに、そこに記述するということになるかと思いますけれども、そのような方向でもって、事務局と私のほうで調整させていただいた上でパブコメにかけるということに進めてまいりたいと思いますけれども、そのような方向でよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査】 それでは、そのような形で進めさせていただければと思います。 では、次回会合の日程等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。本日は御議論いただきまして大変ありがとうございました。

先ほど鈴木から申し上げましたとおり、委員会の報告書につきましては、10月の電気通信事業政策部会に報告し、その部会で御議論いただいて、さらにその後、意見公募を実施することを予定しております。

今後の委員会の日程につきましては別途御案内させていただきます。 以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。以上で本日、事務局に御用意いただいた議事は済んだかと思いますけれども、全体を通じまして何か発言希望される方、おいでになりますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の電気通信番号政策委員会第31回会合を閉会させていただきます。活発に御意見頂きまして、どうも御協力ありがとうございました。